

上尾市立保育所職員研修計画

令和2年4月改訂
上尾市子ども未来部
保育課

目 次

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	1
3. 研修計画策定指針	1
4. 重点研修	2
5. 研修部会の設置	2
6. 研修項目	
(1) 園内研修〔重点研修〕	3
(2) 保育所長研修〔重点研修〕	3
(3) 主任保育士研修〔重点研修〕	3
(4) 視察研修〔重点研修〕	4
(5) 全体研修	4
(6) 領域別保育内容研修	4
(7) 担当者研修	5
(8) 公開保育	5
(9) 給食調理員研修	5

(10) 認可保育所研修	5
(11) 職員自主研修	6
(12) 延長時間パート職員研修	6
7. 研修計画・研修内容の見直し	6
研修計画体系図	7

上尾市立保育所職員研修計画

1. はじめに

現研修部会の前身である職員資質向上検討会では、年度当初に全保育所職員に対し、希望する研修内容のアンケートを実施し潜在的な要望事項を把握すると共に、平成 17 年度の上尾保育所事故調査報告書での指摘事項を踏まえ、暫定的に研修計画を策定し実施してきた。

報告書での指摘を真摯に受け止め、保育所保育指針総則に明記される保育理念の再習熟と保育士個人が自己研鑽することを基本に、研修内容の検討、現状と課題について討議を重ねた。

そこから見えてきた課題の中から、再発防止のための職員の意識改革と資質向上を図る目的で研修計画を策定し実施するものである。

平成 19 年度に「上尾市立保育所事故防止のための推進体制」が発足し、研修部会がその役割を引継いでいる。

2. 基本的な考え方

保育所保育指針総則には、「保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない」とある。また、保育所保育指針第 5 章職員の資質向上においては、「保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない」と規定されている。保育所に求められている質の高い保育、多様な保育ニーズへの対応、子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術並びに人間性が実践として活かされるよう常に自己研鑽に努めることが必要である。また、看護師・給食調理員等についても保育所職員として資質向上を図る必要がある。

3. 研修計画策定指針

現在の保育所には、地域社会や家庭環境の変化、保育所に対するニーズの変化への対応のほか、幼児期から児童期への円滑な移行を図ることが求められている。また、平成 20 年及び 29 年の保育所保育指針改定においても、保育所の機能や役割についての充実や拡大が示されており、単なる保育業務に留まらず、地域における最も身近な児童福祉施設として、子育て知識や経験、技術を発揮し、地域内の子育て支援に対する役割を更に積極的に担うことが求められている。

こうした新たな課題のほか、事故報告書で指摘された問題点を解決するために、有識者やスーパーバイザー等の助言・指導を得ながら各保育所で保育所長を中心に意識の共有化を図り、職員が自主的に問題解決に望める職場づくりが必要である。

そのための望ましい職場づくりとして、以下の5つを基本とする。

- ① 人間関係の良い職場
- ② 情報の共有化ができている職場
- ③ 自由活発な意見が言える職場
- ④ 仕事の位置づけや方針の共通認識ができている職場
- ⑤ 明るく風通しの良い雰囲気の良い職場

これは、上尾市立保育所職員研修の方針と合致しているが、保育所職員もこれを基本とし保育所の一員として自分の役割を自覚し、保育業務への前向きな姿勢を常に持ち、職員個々の資質向上及び意識改革を図る研修計画を策定する。

なお、平成19年度において本研修計画を実施し、平成20年度以降は毎年度、反省点や改善点を踏まえ研修計画の見直しを行う。

4. 重点研修

特に、上尾保育所事故報告書で指摘された問題点や課題、アンケートや検討会での議論を経て見えてきた課題として、

- ① 職員間のコミュニケーション
- ② 保護者との信頼関係の構築
- ③ 知識、情報の共有化

が上げられ、この三つを課題として重点的に取り組むため次の研修を定める。

〈重点研修〉

研修項目	目的
園内研修	コミュニケーションの活性化 知識・情報の共有化
所長研修	マネジメント能力の向上等知識・情報の共有化
主任保育士研修	保育の専門性の向上等知識・情報の共有化
視察研修	先進保育の導入、自己保育の検証

5. 研修部会の設置

保育所職員の資質向上を図るため、平成19年度から、研修部会を設置し、それまでの職員資質向上委員会を引き継ぎ、保育課と連携して研修全般の運営を行う。

6. 研修項目

(1) 園内研修〔重点研修〕

〈目的〉

職員間、保護者とのコミュニケーションを活発化する。知識・情報を共有化する。

〈内容〉

- ① 研修内容のフィードバックを行う。
- ② 処遇困難児や保護者への対応方法を園内で検討し、情報の共有化を行う。その他、様々な各園を取り巻く問題を検討する。
- ③ 各種マニュアル、保育所職員ハンドブック等を習熟する。
- ④ 保護者とのコミュニケーション構築に関する研修をする。

〈方法〉

- ① 園内研修の計画及び会議録を作成する。
- ② 保育のリーダーである主任保育士中心に研修を進めていく。

(2) 保育所長研修〔重点研修〕

〈目的〉

園内を統括する所長の資質向上を図る。

〈内容〉

- ① 園の効率的運営を図る能力を高める。
- ② 保護者と保育士の調整能力を高める。
- ③ 保育士一人ひとりの能力を、最大限引き出す方法を習得する。
- ④ 保護者とのコミュニケーション構築に関する研修をする。

〈方法〉

- ① 有識者との懇談や講義を行う。
- ② 認可保育所（園）園長会の中で 意見や情報の交換を行う。

(3) 主任保育士研修〔重点研修〕

〈目的〉

保育のリーダーであり、所長同様準管理的立場にある主任保育士の専門性、資質向上を図る。

〈内容〉

- ① 保護者と保育士の調整能力を高める。
- ② 保育士一人ひとりの能力を、最大限引き出す方法を習得する。
- ③ 保護者とのコミュニケーション構築に関する研修をする。
- ④ 保育の専門的知識を習得する。
- ⑤ 園の効率的運営を図る能力を高める。

〈方法〉

- ① 有識者との懇談や講義を行う。
- ② 各種研修内容のフィードバックを行う。

(4) 視察研修〔重点研修〕

〈目的〉

先進保育所の視察により新たな視点を生み、本市の保育内容の向上を図ると共に、自己の保育を再確認する。

〈内容〉

他保育所との交流の場として、市内・市外の民間、公立保育所への視察研修を実施する。

〈方法〉

- ① 先進事例を研修部会や保育課で情報収集する。
- ② 領域別保育内容研修会を活用する。

(5) 全体研修

〈目的〉

市内保育施設を含め、上尾市全体の保育所職員の資質向上を図る。

〈内容〉

外部講師による講演を行う。

〈方法〉

- ① 研修内容は前年のアンケートを参考に、必要な内容を研修部会で決める。
- ② 復命書の提出により研修効果の向上を図る。

(6) 領域別保育内容研修

〈目的〉

公立保育所の良さ、根本的なこと、基本的なことから学び合い、共通認識のもと保育力の向上を目指していく。また、保育について基本的に統一した意見を、保護者にきちんと伝えられるようにする。

〈内容〉

- ① 事例研究や保育内容の研究を行う。
- ② 6領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現・食育）での課題の検討を行う。
- ③ 事例研究報告会を行う。
- ④ 市内外の保育所への視察の実施・外部講師による研修を行い保育力の向上を行う。

〈方法〉

- ① 助言者・リーダーを中心に 各園の領域別担当者が行う。
- ② 各園で領域別の話し合いを行い、学びたいこと知りたいことを持ち寄り検討する。
- ③ 復命書を提出し研修後の効果を明確にする。
- ④ 研修部会の所長が助言者となり、助言・指導を行う。

(7) 担当者研修

※平成 18 年度までは年齢別検討会として実施していたが、平成 19 年度より年齢別研修会と改め、資質の向上をさらに図ることを目標としてきた。平成 25 年度より、5 歳児担当者・障害児担当者の研修を行う。

更に平成 28 年度は、研修計画の見直しを行い、5 才児、障害児、看護師研修について担当者別の研修とする。

〈目的〉

各担当者として、専門的知識の習得、保育技術の向上や情報の共有化など広く学び実践する。

〈内容〉

- ① 必要な知識の習得。
- ② 担当業務の検討、情報共有。

〈方法〉

- ① グループでの共通課題の検討、情報の提供を行う。
- ③ 復命書を提出し研修後の効果を明確にする。

(8) 公開保育

〈目的〉

地域に開かれた保育所運営。

〈内容〉

保育関係者や地域住民に保育を公開することで保育の質を向上させる。

〈方法〉

保育実施要領、年間指導計画などに沿った保育内容で実施する。

(9) 給食調理員研修

給食調理員の研修は、給食研究会が月 1 回開催されており、この研究会において衛生面での研修や調理実習、食物アレルギー対応、食育などの研修を行っているが、食物アレルギー対応マニュアルを作成したことから、平成 28 年度より研修部会としても研修を実施する。

(10) 認可保育所研修（事故予防研修）

〈目的〉

市内に保育施設が増えたことから、保育所事故防止に役立つ研修を企画し、市内認可保育所として職員の資質向上に努める。

〈内容〉

怪我の対応、救急救命・食物アレルギー対応、災害時の対応などについて共有し実践に活かす。

〈方法〉

緊急時の対応について、有識者との懇談や講義を行う。

(11) 職員自主研修会

〈目的〉(1) から (10) の各研修において更に深め、資質や専門性を向上させる。

〈内容〉外部講師による講義や懇談。

〈方法〉①必要に応じて随時実施する。

②感想の提出により研修効果を明確にする。

(12) 延長時間パート職員研修

〈目的〉保育に関わるものとして保育の姿勢、知識や技術など基本的なことの理解を深める。

〈内容〉必要な知識や技術の習得。

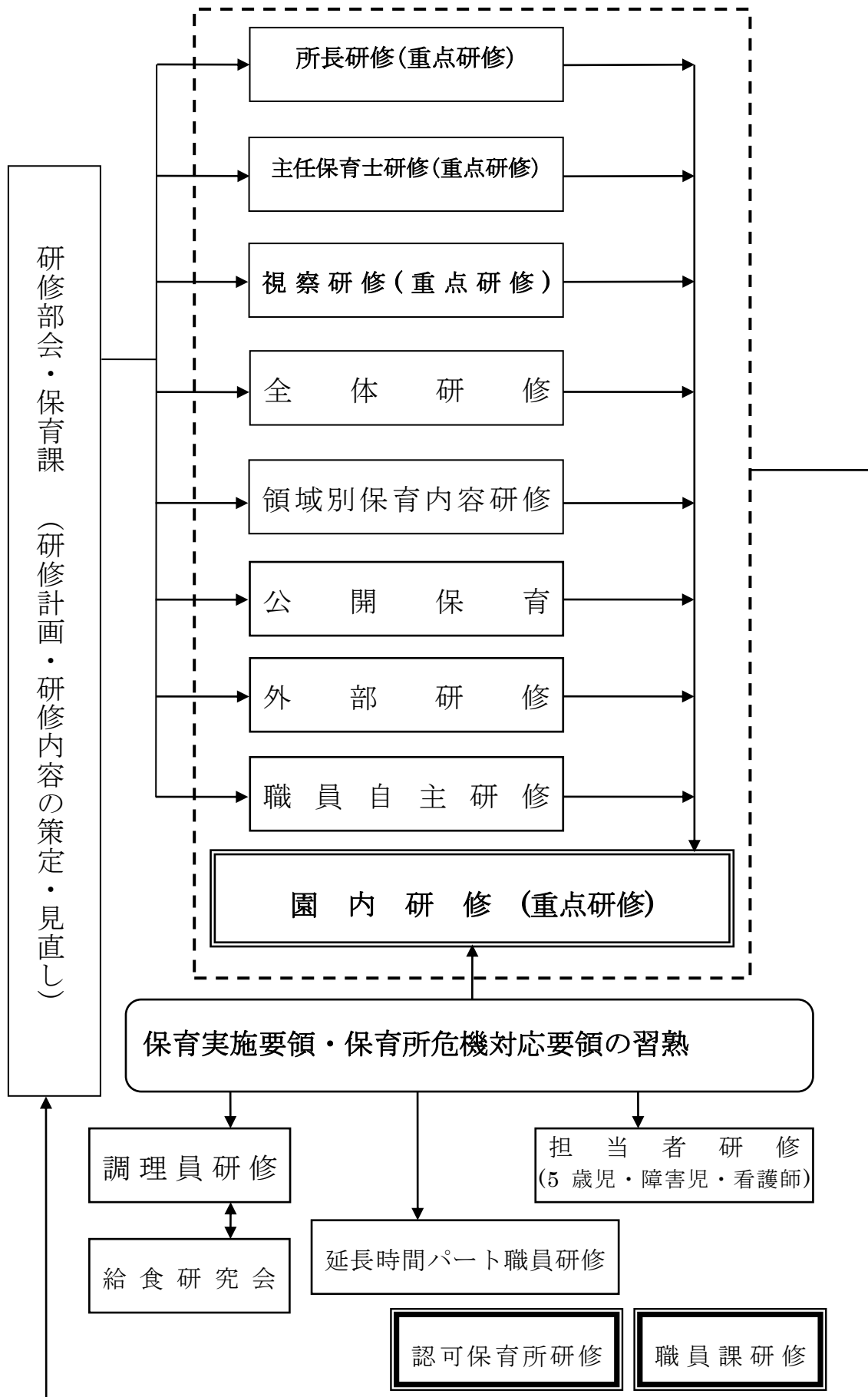
〈方法〉外部講師を含めた講義。

復命書の提出により研修効果を確認する。

7. 研修計画・研修内容の策定・見直し

研修部会と保育課を中心に研修計画・研修内容の見直しを行い次年度へ反映させる。

〈研修計画体系図〉



改訂履歴

平成 19 年 3 月策定

平成 24 年 3 月改訂

平成 26 年 3 月改訂

平成 27 年 4 月改訂

平成 28 年 4 月改訂

令和 2 年 4 月改訂